

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 9 月 18 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2014

課題番号：23580318

研究課題名(和文) 中山間地域の営農システム再構築のためのコア的地域主体の諸形態・存立条件と成長戦略

研究課題名(英文) Configurations and growing strategy of community management agencies for reconstruction of local farming systems in Less-Favoured Areas

研究代表者

柏 雅之(Kashiwagi, Masayuki)

早稲田大学・人間科学学術院・教授

研究者番号：40204383

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、中山間地域における営農・資源管理システム再建の担い手として、広域レベルをカバーする堡壘的な地域マネジメント主体の意義を解明した。これらは市町村自治体や農協の出資を含む強力な主導によって主に2000年代以降に設立されてきた。こうした主体は規模の不経済など多様な困難さに対抗するために多様なイノベーションを行ってきた。中山間地域直接支払金の集中配分システムはその一つである。本研究ではこうした地域主体を日本農山村型の社会的企業と位置づけ、その行動原理と公民パートナーシップ方式を含む政策的支援のあり方を明らかにしてきた。

研究成果の概要(英文)：In this research I explicated the configuration(field work)of new community management agencies responsible for fairly large regions in Japan's Less Favoured Areas(LFAs), and revealed the strategic significance of direct payment to these agencies for the purpose of regenerating farming systems in theses regions. While treating such field work as a social enterprise in LFAs, I suggested a new significance for public-private partnership.

In each of the various examples cited in this research, "stopper" agencies and systems for preventing the loss of farmland under cultivation were established at the initiated of municipalities and JA(Japan Agricultural Cooperatives) on the level of "Kyuson" or former municipalities.

研究分野：農業経済学、農業経営学、農村計画論、中山間地域農業論

 キーワード：中山間地域 集落営農法人 市町村農業公社 JA出資型農業生産法人 社会的企業 イギリスの農業
農村政策 中山間地域等直接支払制度 EUの農村政策

1. 研究開始当初の背景

(1) 中山間地域における地域営農・資源管理の担い手として主流の位置を占めているのが集落営農法人である。

しかし、過疎化・高齢化の波は集落機能の脆弱化などをとおしてその存立を危うくし、また新規の成立を阻んでいる。現場では集落営農の広域連携や融合にみられるような多様な再編を重ねてきたが、限界がある。その打開の道を、新たな地域主体の検討をとおして明らかにしたいと考えた。

(2) 日本農山村の再生には農村ガバナンスシステムの構築が欠かせない。2000年代、イギリスの新労働党時代に展開した農村・農業領域における社会的企業を重視したDEFRA(環境・食料・地域省)の農村政策から学べるものは大きいと考えた。

2. 研究の目的

わが国中山間地域における地域営農・資源管理および生活防衛のための最後の受け皿としての広域経営法人の諸形態、存立条件、行動原理を明らかにし、政策的インプリケーションを得ることである。

そこでは、まず集落営農先進中山間地域県での取り組みの意義と限界を明らかにする。つぎに、旧村あるいは市町村レベルをカバーする広域経営法人における規模の経済に対抗するイノベーションのあり方を分析する。そして、集落営農との連携システムのあり方等の新たな地域システム形成の可能性を検討する。

また、本研究では広域経営法人を日本農山村型の社会的企業と位置づけ、その行動原理を分析し、政策的課題を明らかにする。

こうした主体と地域システムが維持・展開されるには政策的支援が欠かせない。社会的企業を重視した農業・農村政策を独自に展開してきたイギリスのDEFRAの戦略と実態について検討し、日本へのインプリケーションを得る。

3. 研究の方法

(1) 集落営農先進県での集落営農法人方式の実態と限界の分析

本研究では、広島県と島根県での実態分析を行った。広島県では、北広島町大朝地区における多数の担い手型集落営農法人の分析とその組織化を通して「大朝システム」の意義と限界を明らかにした。

また世羅町の「さわやか田打」やJA三次のJA出資型集落営農法人などの分析から全員参加型集落営農法人の意義と課題に関する分析を行った。

島根県では連携・融合型集落営農法人の意義と限界に関する分析を行った。

(2) 広域経営法人の分析

本研究では、富山県南砺市の財団法人五箇山農業公社と財団法人利賀村農業公社の分析を通して、中山間地域等直接支払制度の支払い金の広域集落協定を通じた法人への集中方式についてその意義と限界を分析した。

新潟県上越市旧清里村で160haを守る有限会社グリーンファーム清里(GFK)の企業展開と規模の不経済の回避戦略について分析した。そこでは母体となるグリーンファーム清里が、自らの傘下となる拠点集落単位での集落営農法人設立促進とネットワーク化が特徴であり、その意義と課題を分析した。

(3) イギリスの農村社会的企業の展開

2000年代に展開した農業・農村領域で展開する社会的企業の実態と政策システムに関して分析した。実態としては、ウェールズで展開するPLANDの調査を行った。

4. 研究成果

(1) 集落営農法人方式の限界

広島県と島根県の調査によって、たとえば大朝方式にみられる、個別大規模経営をコアとした「半融合型集落営農法人」方式は「個と集団」との大きな双利的関係をもたらす意義を認めた。しかし大規模経営の成立件数に規定される本方式は地域的展開を考えるうえで限界を持たざるを得ない。

島根県においても「新島根方式」以降40年も経過するなかでの熱心な促進策や、集落営農の広域連携・融合などを講ずるなどの適切な対応を行ってきたが、公民館区でみて集落営農法人のカバー率は3割にも満たない現実に現れるように、過疎・高齢化の波に抗しがたい厳しい現状を明らかにした。

(2) 広域経営法人の意義と課題

集落単位での対抗策に限界が見える中で設立されてきたのが旧村や市町村域を活動エリアとする広域経営法人である。

これらは多くは中山間地域等直接支払制度が導入された2000年以降に設立されている。設立には、出資も含めて自治体やJAが大きく関与している。そこでは、1990年代前半の自治体依存型の市町村農業公社の轍を踏まぬように独立採算が強く要請されている。そのためのイノベーションが何よりも重要である。

本研究では、中山間地域等直接支払金の法人への集中、集落単位での委託農地の団地化を受け入れの条件化とする、拠点集落単位で集落営農法人を設立させ、母体である広域経営法人と連携させるなどいくつかのイノベーションのパターンを析出した。

(3) 広域経営法人の経営原理と政策課題

広域経営法人は集落営農法人と同様に地域営農・農地を守る、耕作放棄を防止するという明確なミッションが存在する。他方で経

営持続性を確保するための経営のイノベーションが存在することを考量すると、広域経営法人が社会的企業である位置づけることができる。

ここで、欧米で展開しているサードセクター経済学を援用して、広域経営法人の行動原理を分析した。利潤最大化ではなく売上最大化を経営目的（James and Rose-Ackerman:1986）とするこうした経営体の場合、それが故に営利追求型経営体と比較してより広範な農地管理サービスに対応できる。しかし、それ以上のサービス供給を求める場合は政府の支援が必要である。

本研究では、中山間地域農業・資源管理が多面的機能を生み出すことから、当該地農業の受託サービスを準私的財、とりわけマズグレイブの価値財と位置づけた。そのうち、南砺市・五箇山地域の財団法人五箇山農業公社や財団法人利賀村農業公社でなされている中山間地域直接支払い金の集中の意義と限界、そしてその後の対処法としての生産比例補助金の意義について経済学的に明らかにした。

上記の2つの農業公社では設立時に自治体の強い関与で旧村の全集落をカバーする広域集落協定が作成され、そこには農業公社がメンバーとされ、支払い金受給農家は受給金を農業公社に集中して支払う集中配分制がとられた。これは政府資金を源泉とするコミュニティ・レベルでの支援といえる。しかし、農業公社にとっては受託面積規模が拡大するにつれてそのメリットは反比例曲線的に減衰する。この限界を超えて、さらにサービス供給量を増大させることが望まれると自治体や国が判断した場合は、第2段階の支援としての生産比例補助金となる。

最後に、地域営農・資源管理の最後の受け皿としての広域経営法人の意義のみならず、京都府南丹町旧美山町の有限会社タナセンでみられた生活サービスの供給主体としての意義と可能性についても、グリーンファーム清里などでの聞き取りを通して展望と導入条件について分析を行った。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計2件)

柏 雅之、2013、「社会的企業の役割 農業・農村領域におけるイギリスと日本との比較研究」『フードシステム研究』(執筆依頼論文) Vol.20, No.2, 155-163.

柏 雅之、2011、「条件不利地域直接支払政策と農業再建の論理 堡壘としての社会的企業と新たな公民連携システム」『農業法研究』46(執筆依頼論文)、日本農業法学会、8 - 30.

〔学会発表〕(計1件)

柏 雅之「社会的企業の役割 イギリスとの比較から」日本フードシステム学会・大会シンポジウム(招待講演)、2013年6月16日、筑波大学。

〔図書〕(計4件)

柏 雅之「地域再生と社会的企業 その存続のための経済的論理」斎藤修・佐藤和憲編『フードチェーンと地域再生』農林統計協会、2014、271-284.

柏 雅之「EUにおける直接支払制度の受給権取引と農業構造問題 イングランドとスコットランドでの単一支払制度の権利取引をめぐる市場取引」、堀口健治編著『再生可能資源と役立つ市場取引』、御茶の水書房、2014、143-181.

柏 雅之(共著)『戦後日本の食料・農業・農村・第15巻(地域農業と自治体農政)』農林統計協会、2012.

柏 雅之「農業発展の論理と計画」92-97、「直接支払い政策の論理と展開」130-134、千賀裕太郎編『農村計画学』、朝倉書店、東京、2012.

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

柏 雅之(KASHIWAGI, Masayuki)
早稲田大学・人間科学学術院・教授

研究者番号：40204383

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：